

ご加入すれば経営事項審査で15ポイント加点!

全管連・法定外労働災害補償制度

～ぜひご検討ください!～

ポイント
1

団体割引適用による割安な掛金!

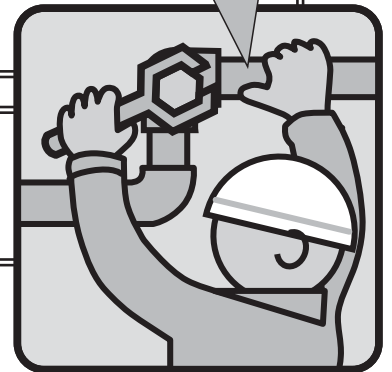
掛金は便利な口座振替
(振込手続き不要)

ポイント
2

経営事項審査対応の加入者証作成
(15ポイント加点されます)

ポイント
3

全従業員および現場に携わる
全下請負人をカバー



掛金例

事業種類番号35・38(管工事業)で加入された場合

※直近1年間の完工高(元請・下請合計)2億円、加入口1口、下請負人の特別加入者含む場合

〔1年間加入の場合〕

$$\text{年間掛金} = \frac{2\text{億円}}{100\text{万円}} \times 89\text{円} \times 1\text{口} \times 1.05 \times \frac{12\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}} = 18,690\text{円}$$

〈中途加入の場合(1月1日補償開始・加入月数7ヶ月)〉

〔7ヶ月間加入の場合〕

$$\text{中途加入掛金} = \frac{2\text{億円}}{100\text{万円}} \times 89\text{円} \times 1\text{口} \times 1.05 \times \frac{7\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}} = 10,900\text{円}$$

(10円未満四捨五入)

【お問い合わせ先】

全国管工事業協同組合連合会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚3-30-10全管連会館 電話03-3949-7312 FAX03-3949-7351

経審ワンポイントアドバイス

法定外労災加入は、『直近の決算月の属する月の初日に加入している』場合のみ、経審の加点対象となります。

(例;3月決算→3月1日において加入していることが条件)

法定外労災加入による評点アップの効果

経審の評価項目の中の「その他(社会性等)」は、経審に真剣に取り組んでいる会社の多くが満点を目指している項目です。ここで、点数を下げたら同業他社に総合評点で追いつくのが大変難しくなります。

法定外労災保険への加入は、企業にとって必須と言えます。

(ポイント)

要件を満たした法定外労災保険への加入により、総合評点(P)を約15点アップさせることができます。

(例 示)

(対策前)

労働福祉の状況 (45点満点)	加点項目	法定外労災保険 (未加入)	}	30点
		退職一時金制度 (導入済)		
		もしくは企業年金制度 (導入済)		
		建設業退職金共済組合 (加入済)		
その他社会性等	建設業の営業年数 (60点満点)			60点
(監査の受審状況と研究開発の状況を除いた合計で130点満点)		防災協定締結の有無 (15点満点)		15点
		建設業経理事務士等 (10点満点)		10点
				115点

(対策)

法定外労災保険に加入した

15 加点

130点

ご加入するとともに経審加点対象となります